

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 件 名 | 総合管理所外消防設備点検等業務(オープンカウンタ方式) |
| 2 業 務 場 所 | 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 |
| 3 業 務 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月25日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①愛知県、岐阜県又は三重県に本店、支店又は営業所等が存すること。
②機構における物品製造等有資格業者名簿のうち業種区分の「設備の保守・点検管理」の認定を受けており、営業品目の「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録していること。
③機構における物品製造等有資格業者名簿のうち業種区分の「その他(物品の製造販売)」の認定を受けており、営業品目の「消防用品」に登録していること。
④(一財)日本消防設備安全センターが認定している消防用設備等点検済表示登録会員名簿に登録していること。 |
| 2 見積書等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令 和 8 年 10 月 26 日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 担当者
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5)質 問 書 | 令 和 8 年 10 月 20 日 12:00 まで
※質問の回答については、令 和 8 年 10 月 22 日 までにHPに掲載します。 |
| 6)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場
見積書提出の期限は 令和8年10月26日 16:00 までとします。 |
| 7)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見積結果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 4 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

総合管理所外消防設備点検等業務

仕 様 書

令和 8 年 9 月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、水資源機構木曽川中下流用水総合管理所（以下「機構」という。）が施行する総合管理所外消防設備点検等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 目的

本業務は、木曽川中下流用水総合管理所外5箇所の消防設備について、点検及び消火器の交換・処分を実施するものである。

第3節 業務場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 外5箇所

業務場所の詳細は、以下のとおりである。

- 1) 木曽川中下流用水総合管理所
愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
- 2) 美濃加茂管理所
岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
- 3) 飛騨寮
岐阜県美濃加茂市森山町4-9-17
- 4) 弥富管理所
愛知県弥富市五明3-15
- 5) 弥富管理所 重宝揚水機場
愛知県海部郡飛島村大字重宝字葭野324-46
- 6) 弥富管理所 木曽岬揚水機場
三重県桑名郡木曽岬町大字見入流作82

第4節 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

機器点検	一式
総合点検	一式
消火器の交換	一式
誘導灯本体の取替	一式

- ・点検については、機器点検と総合点検の計2回行うものとする。

機器点検：10月 実施予定

総合点検：2月 実施予定

- ・消火器の交換については、別添点検内訳表及び消火器設置場所等一覧に記載の交換対象の消火器について行うものとする。また、設置する消火器の規格は既設の消火器と同等とし、既設の消火器の処分を交換に含めるものとする。

・その他、本点検で修理・交換の必要がある場合は、別途協議するものとする。

第5節 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月25日まで

第6節 報告書

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（消防法別記様式第1号）を作成し、機構に提出するものとする。

また、機器を交換又は新たに設置した場合は、写真による報告書（実施前、実施中、実施後）を提出するものとする。

第7節 点検等の実施について

点検等を実施する際は、あらかじめ日程・時間について担当職員と調整し実施するものとする。

第8節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければなりません。また、担当職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第9節 その他

本仕様書に定めのない事項について、疑義等が生じた場合は、協議して定めるものとする。

数 量 総 括 表				
件 名	総合管理所外消防設備点検等業務			
工事区分、工種、種別、細別	規 格	単 位	数 量	摘 要
総合管理所	機器点検・総合点検・消火器交換	式	1	
美濃加茂管理所	機器点検・総合点検	式	1	
美濃加茂管理所（上麻生・白川・蜂屋・上飯田）	機器点検・総合点検	式	1	
飛驒寮	機器点検・総合点検	式	1	
弥富管理所（ポンプ棟・特高変電室・管理棟）	機器点検・総合点検・誘導灯本体取替	式	1	
弥富管理所（重宝・木曽岬揚水機場）	機器点検・総合点検	式	1	

消防設備及び消火器点検(年2回)		前期(機器点検)	後期(総合点検)		
設備名称	単位	数 量	数 量	計	備 考
○総合管理所					
1. 自動火災報知設備					
受信機 P型1級(10回線)	面	1	1	2	
副受信機 (19回線以下)	面	2	2	4	
発信機 P型1級発信機	個	4	4	8	
感知器 差動式スポット型感知器	個	54	54	108	
" 定温式スポット型感知器	個	13	13	26	
" 煙感知器	個	7	7	14	
音響装置	個	5	5	10	
2. 誘導灯					
誘導灯	灯	11	11	22	
3. 消火器					
消火器 粉末消火器(加圧式)	本	2	2	4	交換対象:2本
" 粉末消火器(蓄圧式)	本	25	25	50	
" 二酸化炭素消火器(7型)	本	16	16	32	交換対象:7本
移動式粉末消火設備(第3種)	本	3	3	6	
4. 排煙設備					
制御盤 1回線	面	5	5	10	
ダンパー FD	個	2	2	4	
電動式シャッター	枚	3	3	6	

		前期(機器点検)	後期(総合点検)		
設備名称	単位	数 量	数 量	計	備 考
○美濃加茂管理所					
1. 誘導灯	灯	5	5	10	
誘導灯					
2. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	15	15	30	
○上麻生操作室					
1. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	6	6	12	
○白川取水口					
1. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	3	3	6	
○蜂屋TM局舎					
1. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	1	1	2	
○上飯田TM局舎					
1. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	1	1	2	

		前期(機器点検)	後期(総合点検)		
設備名称	単位	数 量	数 量	計	備 考
○飛驒寮					
1. 消火器					
消火器 粉末消火器(蓄圧式)	本	3	3	6	

		前期(機器点検)	後期(総合点検)		
設備名称	単位	数 量	数 量	計	備 考
○弥富管理所(ポンプ棟)					
1. 自動火災報知設備					
発信機	P型1級発信機	個	10	20	
感知器	定温式スポット型感知器	個	18	36	
	差動式スポット型感知器	個	3	6	
〃	煙感知器	個	131	262	
音響装置		個	10	20	
2. 誘導灯					
誘導灯		灯	19	38	
3. 消火器					
消火器	粉末消火器(蓄圧式)	本	40	80	
4. 屋内消火栓設備					
加圧送水装置		組	1	2	
水源(貯水槽)		組	1	2	
放水試験		式	0	1	
消火栓格納箱		台	8	16	
○弥富管理所(特高変電室)					
1. 自動火災報知設備					
発信機		個	2	4	
感知器	煙感知器	個	11	22	
音響装置		個	2	4	
2. 消火器					
消火器	粉末消火器(蓄圧式)	本	1	2	
〃	強化液消火器(蓄圧式)	本	1	2	
○弥富管理所(管理棟)					
1. 自動火災報知設備					
受信機	P型1級(20回線)	面	1	2	
2. 誘導標識					
誘導標識	避難口に設けるもの	枚	2	4	
3. 消火器					
消火器	粉末消火器(蓄圧式)	本	10	20	
〃	強化液消火器(蓄圧式)	本	1	2	
4. 避難器具					
避難はしご	建築物の地上階数 4、金属	組	1	2	
5. 排煙設備					
防火戸	ドア式S型	枚	3	6	
○重宝揚水機場					
1. 消火器					
消火器	粉末消火器(蓄圧式)	本	1	2	
○木曾岬揚水機場					
1. 消火器					
消火器	粉末消火器(蓄圧式)	本	2	4	

消防設備取替

取替内容	単位	数 量	備 考
○弥富管理所(ポンプ棟)			
通路誘導灯(床埋込型) 本体取替	台	2	通路誘導灯本体C級(床埋込型)
			パナソニック:FA10383CLE1

消火器設置場所等一覧(総合管理所)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度	交換対象
1	1 階	ボイラー室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
2		エントランスホール	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
3		エントランスホール	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
4		電源室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2026	
5		電源室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2022	
6		電源室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2026	
7		無停電電源室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2022	
8		無停電電源室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2022	
9		電源室	モリタ宮田工業	加圧式ABC粉末10型	消第26～27号	3.0kg	2016	○
10		電源室	モリタ宮田工業	加圧式ABC粉末10型	消第26～27号	3.0kg	2016	○
11		発電気室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
12		発電気室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
13		発電気室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
14		発電気室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
15		発電気室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
16		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
17		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
18		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
19		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
20		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
21		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
22		発電気室	日本ドライ	二酸化炭素7型	消第25～6号	3.2kg	2015	○
23		発電気室	モリタ宮田工業	移動式粉末消火設備(第3種)	C-491号	33kg	2024	
24		発電気室	モリタ宮田工業	移動式粉末消火設備(第3種)	C-491号	33kg	2024	
25		発電気室	モリタ宮田工業	移動式粉末消火設備(第3種)	C-491号	33kg	2024	
26	車 庫	車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
27		車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
28		車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
29		車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
30	外廻り	地下タンク(東)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
31		地下タンク(東)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
32		地下タンク(西)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
33		地下タンク(西)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
34	2 階	管理人室前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
35		厨房前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
36		食堂	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
37		大会議室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
38		大会議室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
39	3 階	第二会議室前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
40		女子休養室前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
41		事務室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	
42	4 階	操作制御室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2026	
43		操作制御室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2026	
44		通信機械室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2026	
45		データ処理室	モリタ宮田工業	二酸化炭素7型	消第27～21号	3.2kg	2022	
46		詰所前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025	

消火器設置場所等一覧(美濃加茂管理所)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1	1 階	厨房	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
2		食堂	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
3		廊下	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
4		通信機械室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
5		廊下	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
6		管理人室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
7	2 階	事務室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
8		廊下	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
9		無線操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
10		操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
11	3 階	倉庫前	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
12	屋 外	予備電源室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
13		予備電源室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
14		予備電源室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
15		車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025

消火器設置場所等一覧(美濃加茂管理所 上麻生・白川・蜂屋・上飯田)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
2		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
3		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
4		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
5		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
6		上麻生操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		白川取水口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
2		白川取水口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022
3		白川取水口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2022

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		蜂屋TM局舎	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2024

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		上飯田TM局舎	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2024

消火器設置場所等一覧(飛騨寮)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1	1 階	分室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
2		食堂	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
3	2 階	廊下	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025

消火器設置場所等一覧(弥富管理所 ポンプ棟)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1	地下2階	送水管室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
2		送水管室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
3		送水管室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
4		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
5		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
6		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
7		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
8		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
9		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
10		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
11		圧油源操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
12		圧油源操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	
13	地下1階	ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
14		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
15		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
16		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
17		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
18		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
19		ポンプ室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
20	1階	操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
21		操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
22		操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
23		操作室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	
24		空調設備室前 北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第28～5号	3.0kg	2017
25		空調設備室内 北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第28～5号	3.0kg	2017
26		空調設備室内 南	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第28～5号	3.0kg	2017
27		南シャッター横	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2026
28	1階電気室	東電気室 南 出入口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末20型	消第26～32～1号	6.0kg	2025
29		東電気室 南 出入口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2025
30		東電気室 南	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2025
31		東電気室 中央南	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末20型	消第26～32～1号	6.0kg	2025
32		東電気室 中央南	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2021
33		東電気室 中央	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2021
34		東電気室 中央北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末20型	消第26～32～1号	6.0kg	2025
35		東電気室 中央北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2021
36		東電気室 北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末20型	消第26～32～1号	6.0kg	2025
37		東電気室 北	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2021
38		東電気室 北 出入口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
39		東電気室 北 出入口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末50型	消第27～12号	20.0kg	2021
40		東電気室 屋外 北倉庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025

消火器設置場所等一覧(弥富管理所 管理棟・特高変電室・重宝・木曽岬)

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1	1階	通路	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2019
2		食堂	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2019
3	2階	通路	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2019
4	3階	通路	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2019
5	4階	発電設備室	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2019
6		発電設備室	ヤマトプロテック	蓄圧式ABC粉末10型	消第27～60～1号	3.0kg	2021
7		発電設備室	ヤマトプロテック	蓄圧式ABC粉末10型	消第27～60～1号	3.0kg	2021
8	屋外	正面玄関横(北)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2026
9		正面玄関横(北)	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2026
10		南倉庫	モリタ宮田工業	強化液 3型	消第27～35号	3.0L	2026
11		車庫	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
12	特高変電室	受電室東出入口	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
13		変圧器室	モリタ宮田工業	強化液 3型	消第27～35号	3.0L	2026

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		重宝揚水機場	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025

NO.	場所	設置場所	メーカー	種 別	型式	薬剤重量	製造年度
1		木曽岬揚水機場	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025
2		木曽岬揚水機場	モリタ宮田工業	蓄圧式ABC粉末10型	消第29～7号	3.0kg	2025

請 書

- 1 件 名 総合管理所外消防設備点検等業務
- 2 場 所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1
独立行政法人水資源機構木曽川中下流用水総合管理所外 5 箇所
- 3 期 間 自 令和 8 年 月 日
至 令和 9 年 3 月 2 5 日
- 4 請負代金額 ￥ ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 8 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲 孝一 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に完成を確認するための検査を完了するものとする。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その月の末日までに請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。

9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第12条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総管理所 経理課 担当者 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川中下流用水総管理所長 津曲 孝一 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月13日に交付された(件名:総管理所外消防設備点検等業務
(オープンカウンタ方式))の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。